

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の見直しについて

1. 見直しの位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、国の示す指針により、量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされている。

この度、見直しの参考として作業の手引きが示され、手引きの活用も含めて、地方版子ども・子育て会議の議論を経て、量の見込みを含む計画の見直しについて、自治体において判断することとされている。

※ 必要な量の見込み = 推計児童数 × 潜在的家族類型の割合 × 利用意向率

2. 手引きの概要

(1) 見直し要否の基準

教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年度 4 月 1 日時点の支給認定ごとの子どもの実績値が計画における量の見込みと 10%以上乖離する場合 ● 受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合 ● 計画で設定した整備目標値を既に超えて整備を行っている場合
子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用の見込みに影響を与えると考えられる要因の今後の動向や利用実績等を踏まえ、必要に応じて見直す

※特別な事情がある場合は、量の見込みの下方修正や、見直しを行わないことも可能

(2) 見直し方法

【推計児童数】

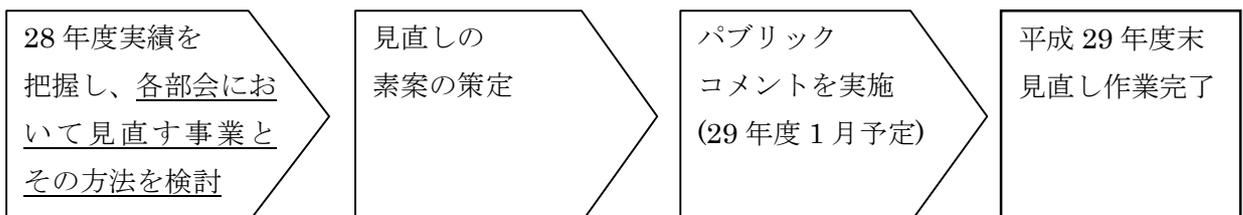
計画策定時に使用した人口推計を直近の推計値と置き換える

【潜在的家族類型の割合・利用意向率】

支給認定の状況や、施設・制度の利用実績を考慮する

女性の就業率等を加味する

3. 見直しの流れ（案）



※帰属する部会のない事業については、本体会議において検討